

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 山 善 也

副 委 員 長 渡 部 伸 広

1 開催日 平成28年12月27日（火曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第176号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森林博物館）

議案第178号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家）

議案第183号 災害復旧事業に係る応急工事計画の策定について

○出席委員

委員長	館山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部次長	佐々木秀文
市民生活部長	井上享	農林水産部参事	永澤治
経済部長	増田一	農林水産部参事	石郷昭規
経済部理事	坪真紀子	教育委員会事務局教育次長	工藤裕司
農林水産部長	金澤保	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	平田公成
教育委員会事務局教育部長	石澤幸造	教育委員会事務局参事	佐々木淳
農業委員会事務局長	貝森敦子	教育委員会事務局参事	若佐谷昭人
市民生活部次長	木村文人	生活安心課長	小倉信三
市民生活部参事	加福理美子	経済政策課長	工藤健志
経済部次長	横内信満	農業政策課長	田澤淳逸
経済部参事	三浦大延	文化財課長	渡邊薫
農林水産部次長	工藤智	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山田達 議事調査課主事 長内真由美

○館山善也委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日は、横山教育委員会事務局理事が体調不良のため欠席となっておりますので、御報告いたします。

まず、案件に入る前に、本日は委員会改組後の最初の常任委員会ですので、理事者側から次長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

～～中略～～

○館山善也委員長 ありがとうございます。以上で、理事者の紹介を終わります。

～～当日の議事の流れの説明等～～

○館山善也委員長 それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第176号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市森林博物館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 それでは、議案第176号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんいただきたいと思っております。

対象となる施設は、「1 対象施設」に記載のとおり、青森市森林博物館であります。

「2 選定方法」について、御説明いたします。

（1）の選定基準及び配点につきましては、「1 管理運営全般について」が3項目で20点満点、「2 管理について」が8項目で55点満点、「3 運営について」が4項目で40点満点、「4 効率性について」が25点満点で、計140点満点としております。

2ページをごらんください。

（2）の個別項目の採点基準であります。選定基準項目の配点が20点満点の項目の場合には、「大変よい」が20点、「よい」が15点、「普通」が10点、「不十分」が5点、「全く不十分」が0点とし、以下、15点満点、10点満点、5点満点の項目の場合にはごらんのとおりの基準としております。

また、選定基準項目の「4 効率性について」の採点基準につきましては、下段の表のとおり、募集要項であらかじめ提示しております指定管理料基準

額に対し、経費縮減率が0%の場合を12.5点とし、これを基本点として、経費縮減率が1%上がるごとに基本点に0.625点の加算等を行い、最大で25点となります。

3ページをごらんください。

最低得点については、選定基準の「管理運営全般について」、「管理について」、「運営について」の各項目別採点基準において「普通」とした点数に、「効率性について」の採点基準における基本点を加えた75.5点、また、「効率性について」を加えない63点とし、これに満たない場合は失格としております。

次に、「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」をごらんください。資料のとおり、指定管理者選定評価委員会を去る10月17日に開催し、選定を行ったところであります。

3には、応募団体名を記載しておりますが、現在の指定管理者であります青森県森林組合連合会の1団体となっております。

4には、審査結果を記載しておりますが、応募団体の合計点は92.75点となり、最低得点である75.5点以上となったこと、また、「効率性について」を除く合計点についても76.01点となり、最低得点である63点以上となったことから、選定基準を満たしたものであります。

その結果、4ページの5から7までの記載のとおり、応募資格を満たし、最低得点以上の点数を獲得していることから、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の指定管理者候補者として青森県森林組合連合会を選定したところであり、教育委員会では、その選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定したものであります。

以上、議案第176号について御説明いたしました。慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。はい、中村委員。

○中村節雄委員 1者しか応募がなくて——点数に関しては最低得点を上回っていて、それから効率性を除いた部分も上回っている点はいいんですが、3ページの審査結果を見ますと、2のgとhは配点5点のところは2.86点ということで、この個別項目採点基準を見ると、3点の「普通」を下回っているというのがちょっと気になりますので、これをどのような形で指導、改善させていくのか、お聞かせ願えればと思います。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 詳しい審査の状況はちょっと承知しておりませんが、個人情報保護の取り扱いにつきましては、今やっている森

林博物館の管理者に対しては常々申し出ているところです。

環境保全、負荷低減についても、具体的な指摘はちょっと存じ上げませんが、いわゆる環境に負荷がかからないよう、館内でもいろいろな環境保全についての取り組みをするように、役所と同様のことは常々言うておりますが、具体的な審査のときの内容については、済みません、担当課長からお答えします。

○館山善也委員長 はい、どうぞ。

○渡邊薫文化財課長 文化財課の渡邊です。

今御質問がありました、得点が「普通」とした点数未滿となったものが2件ありまして、それについて御説明いたします。

まず、個人情報保護の取り扱いに関する取り組みの件ですけれども、これは配点5点のところ、「普通」が3点、実際の得点が2.86点でありました。これは、選定基準のうち「個人情報保護の職員への周知方法」というものがありまして、この点について、提出された応募書類が具体的な内容になっていなかったということが選定評価委員の採点に影響したものです。それで、実際にはですね、市の個人情報保護条例、それからこの団体が独自に青森県森林組合連合会の個人情報保護規程を設けておりまして、両方にのっって個人情報を管理するというような記載がありました。そして、周知方法の記載がわかりにくいということだったんですけれども、その点につきましては、毎年度実施している――現在も指定管理者でありますけれども、その研修の中でやっております、今回選定された場合にそれを実施するというのを聞き取りによって確認しております。

もう1点、環境保全、負荷低減への取り組みも同様なんですけれども、職員への周知方法の記載が具体的な内容となっていなかったということで、評価、採点に影響したものですけれども、この点についても、毎年実施している研修によって職員に周知しているという状況にありまして、選定された場合には同様に周知していくということを確認いたしております。

以上です。

○館山善也委員長 はい、中村委員。

○中村節雄委員 そうすると、それを実行していくと3点以上にはなるということよろしいですか。

〔渡邊薫文化財課長「はい」と呼ぶ〕

○中村節雄委員 はい、いいです。

○館山善也委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 176 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 178 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 それでは、議案第 178 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております指定管理者選定評価委員会審査結果の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、「1 対象施設」ですが、青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家であります。

次に、「2 選定方法」ですが、(1) の選定基準及び配点の表のとおり、「1 管理運営全般について」は、管理運営方針を初めとする 3 項目で、配点は 20 点としております。

「2 管理について」は、地元雇用への配慮を初めとする 8 項目で、配点は 45 点としております。

「3 運営について」は、市民の平等な利用を確保するための方針を初めとする 5 項目で、配点は 60 点としております。

「4 効率性について」は、配点は 30 点としており、これら 4 項目の合計 155 点を満点としております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれの項目を委員が採点する基準につきましては、(2) の個別項目採点基準に記載しておりますが、採点は、「大変よい」から「全く不十分」まで項目ごとに段階で評価しております。

下のほうの「最低得点について」でありますけれども、候補者の水準を確保するため、最低得点を各項目の「普通」と評価される場合の合計点である 84 点、また、「効率性について」を除いた場合の合計点である 69 点に設定しており、これを下回る場合は失格とすることとしております。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

次に、「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」であります。指定管理者候補者の選定につきましては、市民政策部理事を委員長とし、ごらんの委員による指定管理者選定評価委員会を 11 月 8 日に開催し、審査を行いました。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、特定非営利活

動法人あおもり男女共同参画をすすめる会の1団体から応募がありました。

次に、「4 審査結果」につきましては、候補者の評価点数の合計点が110.84点と最低得点の84点以上、また、「効率性について」を除く合計につきましても89.14点と最低得点の69点以上でありました。

4ページをごらんいただきたいと思います。

審査結果のとおり、応募資格を満たし、最低得点以上の点数を獲得しておりますことから、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の指定管理者候補者として特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会が選定されたところであり、市は、その選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定したものであります。

以上、議案第178号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。はい、工藤委員。

○工藤健委員 済みません、ちょっと教えてほしいんですけども、収支計画のところは30点満点になっていますが、この項目のいわゆる採点要素というものは、あくまで経費の縮減率だけなんでしょうか。

○館山善也委員長 市民生活部長。

○井上享市民生活部長 2ページ目に記載しておりますように、経費の縮減率に基づいて計算しておりますので、要素としては、基準点に対する金額ということです。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ということは、採点の要素としては縮減率だけですね。それで、この点数というのは、0%から5%の間の縮減率ということによろしいですか。

○館山善也委員長 市民生活部長。

○井上享市民生活部長 それによろしいということですよ。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それで、この男女共同参画プラザ及び働く女性の家の収支計画は30点になっていますが、先ほどの森林博物館は25点なんですけれども、この辺の点数の違いというのは、規模か何かの基準があるんですか。

○館山善也委員長 はい、市民生活部長。

○井上享市民生活部長 この収支計画の配点は、市のルールでは基本的に約20%としておりますので、この施設については満点が155点ですので、配点が30点という絶対値は先ほどの森林博物館と比べて高いですけども、率とすれば同じです。

〔工藤健委員「わかりました」と呼ぶ〕

○**館山善也委員長** ほかに発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 178 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 183 号「災害復旧事業に係る応急工事計画の策定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○**金澤保農林水産部長** 議案第 183 号「災害復旧事業に係る応急工事計画の策定について」御説明いたします。

お手元に配付しております資料をごらんください。

本案は、本年 8 月 17 日の台風第 7 号により被害のあった農用地及び土地改良施設のうち、田んぼ 1 カ所及び水路 1 カ所の計 2 カ所について、10 月 24 日から 28 日まで国の災害査定を受け、災害復旧事業として採択されたものについての応急工事計画の策定であります。

応急工事計画であります。対象となる災害名、地区番号、地区名、工種、事業量等を定めるもので、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の規定により、災害のため急速に農用地または土地改良施設の災害復旧を行う必要がある場合には、議会の議決を経て応急工事計画を定め、その事業を行うことができるとされております。言いかえますと、土地改良法の適用を受ける田んぼや水路などの災害復旧工事を早期に実施するためには、応急工事計画を策定し、議会の議決を経なければならないということであります。

当該応急工事計画の災害復旧事業実施箇所については、来春の田植え前に災害復旧工事を実施したいと考えておりますことから、本案件を今期定例会に提案したものであります。

以上、議案第 183 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**館山善也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○**藤原浩平委員** 質問という質問でないんだけど、この地図は、道路も水路もみんな同じ色になってしまっていて、どれがどうなっているんだかよくわ

からないですよね。「申しわけございません」と呼ぶ者あり）そして、沢山と
なっているんだけど、まあ、おおよそ見当はつくけれども、沢山の集落
がどこにあるのかもわからない。そういうものでは、ちょっと——もう少し
丁寧なというか、わかりやすい地図を添付していただきたいと思いますので、
よろしくをお願いします。

○館山善也委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 183 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了
いたしました。

(審 査 終 了)